

第 106 号議案

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 18 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年品川区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「300 円」を「434 円」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「特定経験年数学校医等」を「経験年数が 10 年以上 16 年未満の学校医および学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条第 4 項中「（以下の項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第 11 条第 2 項第 2 号中「8 万 1, 290 円」を「8 万 5, 490 円」に改め、同項第 4 号中「4 万 600 円」を「4 万 2, 700 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 付則第3項および第4項の規定により読み替えて適用する改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第3項の規定は、令和7年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日から令和8年3月31日までの期間における新条例第3条第3項第1号の規定の適用については、「434円」とあるのは、「384円」とする。
- 4 適用日から令和8年3月31日までの期間における新条例第3条第3項の規定の適用については、

「(5) 重度心身障害者 200円(特定経験年数学校医等の扶養親族たる
重度心身障害者 100円)」

とあるのは、適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間にあつては

「(5) 重度心身障害者 200円(特定経験年数学校医等の扶養親族たる
重度心身障害者 100円)

(6) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 200円(特定経験年数学校医等の扶養親族たる配

偶者 100円)

」

と、施行日から令和8年3月31日までの間にあっては

「(5) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる
重度心身障害者 100円）

(6) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。） 1
00円

」

とする。

5 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）ならびに同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに旧条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（付則第3項および第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（説明）公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基

準を定める政令が改正されたことに伴い、補償基礎額の扶養加算額および介護補償の額を改める必要がある。